審査報告

民生常任委員会報告

大島病院新築移転 平成21年完成予定

委員長　魚　原　満　晴

委員よりの質疑に対し、執行部の答弁の内、主なものについて報告いたします。

高齢者生活福祉センター運営事業は、高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に、居宅機能・交流機能を総合的に提供し、各種相談・助言を行う事業であり、町内では、「和田苑」と「しらとり苑」の２カ所で、いずれも定員は10人。なお、平成18年９月から社会福祉協議会が指定管理者となっている。利用料は、収入に応じて異なっており、上限５万円。平成19年度から改正により収入90万以下の方を無料（昨年度まで収入120万以下無料）とする。

ねたきり老人等紙おむつ助成事業は、在宅のねたきり高齢者等を介護している家族へ月３千円助成し、負担を軽減する事業である。対象者は、昨年度までは要支援者からの助成が、平成19年度から要介護度２以上の在宅のねたきり高齢者等に改正される。

食の自立支援（配食サービス）事業は、昨年度まで毎日配食していたが、平成19年度から週３回以内の配食に改正された。この事業を必要とする要介護の方の自立支援という観点から、ホームヘルパーの方と料理を作ったりして介護予防をすることで、介護保険制度と併行して利用していただくことで、配食数を週３回以内とすることとなる。

生きがい活動支援通所事業は、家に閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者等をセンター等（町内15カ所）に於いて趣味活動等の介護予防サービスを提供する事業である。利用料は、昨年度まで１日200円が、平成19年度から１日500円に改正される。

児童手当の支給については、小学校６年生までの児童を養育している保護者への手当で、１人につき第１子、第２子は月額5,000円、第３子以降は１万円の支給額となっているが、平成19年度から３歳未満の児童の支給額が、１人につき１万円に拡充される。

公営企業局関係では新築の大島病院開院は平成21年４月の予定としている。

大島病院新築移転事業の継続費の総額は36億2,819万８千円であり、年度別では18年度9,352万１千円、19年度14億2,000万円、20年度20億3,000万円、21年度8,467万７千円となっている。財源においては、18年度分は自己財源、19年度～21年度分は半分を合併特例債、残り半分を病院事業債で事業を行う。合併特例債は３年据置の20年償還、病院事業債は５年据置の30年償還となっている。

公営企業局の人件費の増額について、現行の給与体系では医師と看護師の補充が困難なため、平成19年度から医師の宿日直手当、看護師の初任給調整手当を増やし雇用促進を図る。

▲大島病院（築40年）